

弊社との取引に関する基本事項

弊社との取引業者様に関しては、下記の事項を遵守することをお願いいたします。また、1年間の取引額が1200万円以上または1年間の取引件数が300件を超える取引がある業者様におかれましては、誓約書（様式1）を弊社総務部まで提出をお願いいたします。

万一、不正への関与が認められた場合には、取引停止等の措置を講じます。

記

1. 弊社との不正な取引に関与しないこと。
 - 1) 取引にあたり、贈賄・談合及び社員との癒着をしない
 - 2) 取引事実と異なる書類の作成・提出
 - 3) 架空請求、その他不正な事項

2. 発注依頼書等に基づく納品、検収業務について協力すること。弊社に物品を納品する際は、納品日が記載された納品書を一緒に提出すること。また、検収書を受領すること。eチケット等、電子的な納品物はその限りではない。

3. 公的研究費に関して実施する監査等に際しては、取引帳簿の閲覧・提出等の要請があった場合は、可能な限りこれに協力すること。

4. 研究員は直接発注権限をもっていないことを理解し、研究者から発注があった場合（50万円未満の場合は除く）は拒否すること。

5. 研究員から不正な取引の相談・依頼等があった場合には速やかに断りをいれ、弊社の通報窓口へ連絡すること。

株式会社神戸工業試験場 管理本部内 コンプライアンス推進責任者（総務部長）

TEL : 079-435-5009
FAX : 079-437-9397
E-mail : info@kmtl.co.jp

以上

誓約書

株式会社神戸工業試験場
取締役社長 殿

弊社は、以下の事項についてお約束・ご協力することをここに誓います。

記

1. 貴社からの依頼の趣旨を十分に理解し、貴社所属の社員が獲得された公的研究費による物品等の購入依頼に際しては、会計上、公正かつ適切な処理を行うこと。
2. 発注依頼書等に基づく納品、検収業務についても協力すること。
3. 貴社が公的研究費に関して実施する監査等に際して、取引帳簿の閲覧・提出等の要請があった場合は、可能な限りこれに協力すること。
4. 貴社社員等から不正な要求があった場合は、貴社の通報窓口へ連絡すること。
5. 社員は直接発注権限をもっていないことを理解し、社員から発注があった場合（50万円未満の場合は除く）は拒否すること。
6. 万が一、弊社に不正が認められた際は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議申立を行わないこと。

平成 年 月 日

住所： _____

TEL： _____

会社名： _____

代表者氏名： _____ 印